



千葉労働局発表  
平成24年10月24日

|            |              |
|------------|--------------|
| 千葉労働局職業安定部 |              |
| 職業安定課長     | 加藤 重         |
| 職業安定課長補佐   | 角田 賢治        |
| 電 話        | 043-221-4081 |

## 「安房地域緊急雇用対策協議会」を開催します

安房地域の製造業関連事業所の工場撤退に伴い、当該事業所に勤務する従業員をはじめとして、地域の雇用に相当の影響が見込まれます。

このため、職業安定機関、地方公共団体及び関係機関が連携して情報を把握し、当該地域における雇用の維持、再就職の促進等の各種雇用対策を円滑に実施するため、「安房地域緊急雇用対策協議会」を開催することとしました。

### 安房地域緊急雇用対策協議会

- 日 時 平成24年10月25日(木)14時から
- 場 所 ハローワーク館山会議室
- 協議会次第
  - 1 会長(館山公共職業安定所長)あいさつ
  - 2 副会長(館山市経済観光部長)あいさつ
  - 3 設置運営要綱について
  - 4 議題
    - (1) 安房地域及び県下の雇用失業情勢について
    - (2) 各機関の支援について
      - ・ハローワークの支援について
      - ・千葉県の支援について
      - ・館山市の支援について
    - (3)各機関の支援に対する意見交換
  - 5 今後の運営について

※安房地域緊急雇用対策協議会は、次第の1～3までを公開し、4及び5は、個別企業の経営内容にも関わる事項のため非公開とします。

# 第1回安房地域緊急雇用対策協議会次第

平成24年10月25日(木)午後2時～  
館山公共職業安定所 会議室

## 開 会

1 会長（館山公共職業安定所長）あいさつ

2 副会長（館山市経済観光部長）あいさつ

3 設置運営要綱について

## 4 議 題

(1) 安房地域及び県下の雇用失業情勢について

(2) 各機関の支援について

- ・ハローワークの支援について
- ・千葉県の支援について
- ・館山市の支援について

(3) 各機関の支援に対する意見交換

5 今後の運営について

## 閉 会

## 安房地域緊急雇用対策協議会設置運営要綱

### 1 名称

この組織の名称は、安房地域緊急雇用対策協議会（以下「対策協議会」という。）といい、事務局を館山公共職業安定所に置く。

### 2 目的

安房地域の製造業関連事業所の工場撤退に伴い当該事業所に勤務する従業員をはじめとして、地域の雇用に相当の影響が見込まれる。

このため、職業安定機関、地方公共団体及び関係機関が連携して情報を把握し、当該地域における雇用の維持、再就職の促進等の各種雇用対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

### 3 構成

対策協議会の構成は、以下のとおりとする。

会長 館山公共職業安定所長

副会長 館山市経済観光部長

構成員 千葉労働局職業安定部職業安定課長

木更津公共職業安定所長

千葉県商工労働部雇用労働課長

館山市経済観光部商工観光課長

鴨川市産業振興課長

南房総市商工観光部商工観光課長

鋸南町地域振興課長

館山商工会議所事務局長

安房郡市商工会長協議会会長

### 4 対策協議会の運営

協議会は必要に応じ、会長が招集する。

### 5 対策協議会の任務

対策協議会は、離職者に係る的確な情報収集を行い、必要な再就職支援策等について協議し、支援を実施する。

### 6 この設置運営要綱は、平成 24 年 10 月 25 日から施行する。